

法務省司第300号
令和7年6月16日

行政文書開示決定通知書

渡 部 友一郎 様

法務大臣 鈴木 馨 祐



令和7年4月23日受付第189号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（仮称）逐条説明資料

- 2 不開示とした部分とその理由

上記1の行政文書中、不開示とした部分には、今後制定予定の法務省令の未成熟な検討内容が記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、法務省において検討中の論点についての担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、当該論点に対する政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められ、法第5条第5号に該当することから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。